

農業所得の収支内訳書と 生命保険料控除

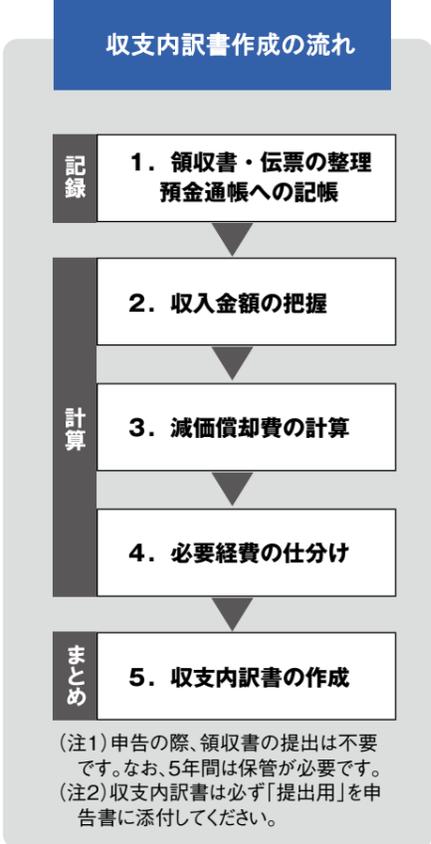
市県民税・所得税の申告期間は2月17日（月）から3月17日（月）までです。例年、相談会場は大変混雑します。事前の準備で申告をスムーズに済ませましょう。
 国 豊市民税課（☎72・3111代）☎72・8340

農業所得 収支内訳書の作成

今のうちから申告に向けて準備を始めましょう

【記録】収入・必要経費等の書類の保存・記録

【計算】収入・必要経費等の年間



金額を計算
 【まとめ】計算した金額を、収支内訳書へ転記し、農業所得額を算出
 【申告】税務署か市申告会場で申告
 ※農業所得の他に所得がある場合は、収入が分かる書類（源泉徴収票など）や所得控除に関わる書類も申告時にご持参ください。

農業収支計算ソフトの活用

市ホームページに申告用「農業収支計算ソフト」を掲載しています。ダウンロードして、収入や経費などを入力すると収支内訳書を作成することができます。また、減価償却費の計算も簡単にできます。パソコンを利用しない場合は、各総合支所地域支援課窓口へ備え付けの月ごとの収支をまとめるための簡易表をご利用ください。するなど、簡易な方法で記載しても良いことになっています。



生命保険料控除の算出方法

生命保険料控除の算出方法が昨年から変わりました。生命保険料控除は、新契約（平成24年1月1日以降に契約）と旧契約（平成23年12月31日以前に契約）では取り扱いが異なります（表1）。所得税は24年分から、市県民税は25年度分から適用されています。

新契約では、新たに「介護医療保険料控除」が設けられました（表1太枠部分）。これは、市の介護保険料とは異なり、介護医療保険料は生命保険料控除に、介護保険料は社会保険料控除に算入します。（表2・3）

（表2）新制度での所得控除の計算式
 （平成24年1月1日以後の保険契約に適用）

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2万円以下	支払保険料の全額	1万2,000円以下	支払保険料の全額
2万1円～4万円	支払保険料×1/2 + 1万円	1万2,001円～3万2,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円
4万1円～8万円	支払保険料×1/4 + 2万円	3万2,001円～5万6,000円	支払保険料×1/4 + 1万4,000円
8万1円以上	一律4万円	5万6,001円以上	一律2万8,000円

（表3）旧制度での所得控除の計算式
 （平成23年12月31日までの保険契約に適用）

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2万5,000円以下	支払保険料の全額	1万5,000円以下	支払保険料の全額
2万5,001円～5万円	支払保険料×1/2 + 1万2,500円	1万5,001円～4万円	支払保険料×1/2 + 7,500円
5万1円～10万円	支払保険料×1/4 + 2万5,000円	4万1円～7万円	支払保険料×1/4 + 1万7,500円
10万1円以上	一律5万円	7万1円以上	一律3万5,000円

市県民税における控除額は最高7万円です。表1と同様に、有利な計算方法を選択して計算してください。控除額の計算は表2・表3のとおりです。

（表1）生命保険料控除における所得税の所得控除限度額

※カッコ内は市県民税の所得控除限度額

●新制度契約（平成24年1月1日以降）

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族	4万円 (2万8,000円)
介護医療保険料控除	介護医療	4万円 (2万8,000円)
個人年金保険料控除	老後	4万円 (2万8,000円)
合計控除限度額		12万円（7万円）

●旧制度契約（平成23年12月31日まで）

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族 介護医療	5万円 (3万5,000円)
個人年金保険料控除	老後	5万円 (3万5,000円)
合計控除限度額		10万円（7万円）

旧契約と新契約の両方に加入している場合、控除額の計算方法が3種類あります。①それぞれの契約で計算した合計で最高4万円②新契約のみを計算して最高4万円③旧契約のみを計算して最高5万円。いずれか有利な方法で計算してください。控除できる金額は最高12万円です。

申告期間前の相談会を開催

申告期間前の相談会を開催します。いずれの会場へお出掛けいただいても構いません。（受付時間は午前8時30分～11時、午後1時～4時）なお、営業、農業、不動産などの所得がある人は、収支内訳書が必要です。ご自分で作成していただいた収支内訳書をもとに、申告相談会で相談をお受けします。混雑が予想されますので、必ず事前に作成し、ご持参ください。申告相談会の詳細は「広報あづみの」1月号に掲載します。

●相談会開催日程

会場	期間
三郷総合支所 3階講堂	2月3日（月）～7日（金）、10日（月）、12日（水）、13日（木）
明科公民館 2階 会議室（明科総合支所内）	2月3日（月）～7日（金）
堀金総合支所 別館大会議室	2月10日（月）、12日（水）～14日（金）

1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大

平成26年1月から、記帳・帳簿等保存制度の対象が拡大されます。

- 改正後の対象者 事業所得（農業・営業等）、不動産所得または山林所得を有するすべての白色申告者※現行は白色申告者のうち前々々分または前年分の事業所得等の合計金額が300万円を超える人
- 記帳内容 売上などの収入金額、仕入れや経費の金額等を帳簿に記載します。記帳は、一つひとつの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載していただけます。
- 保存書類 ▷収入金額や必要経費を記載した帳簿▷取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類

●帳簿書類の保存期間

保存が必要なもの	保存期間
収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
業務に関して作成または受領した請求書、領収書などの書類 決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年